

# 農林水産物・食品輸出促進緊急対策事業実施要綱

制定 28 食産第 2762 号  
平成 28 年 10 月 11 日  
農林水産事務次官依命通知

改正 平成 30 年 2 月 1 日 29 食産第 4536 号  
改正 平成 31 年 2 月 7 日 30 食産第 4453 号  
改正 令和 元年 10 月 29 日 元食産第 2203 号  
改正 令和 2 年 1 月 30 日 元食産第 4472 号  
改正 令和 3 年 1 月 28 日 2 食産第 5405 号

## 第 1 趣旨

我が国の農林水産物・食品の輸出については、「食料・農業・農村基本計画」（令和 2 年 3 月 31 日閣議決定）及び「経済財政運営と改革の基本方針 2020」・「成長戦略フォローアップ」（令和 2 年 7 月 17 日閣議決定）において、2025 年までに 2 兆円、2030 年までに 5 兆円という輸出額の目標が設定された。この目標を実現するため、令和 2 年 12 月に「農林水産業・地域の活力創造本部」において、「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」（以下「輸出拡大実行戦略」という。）が決定されたところであり、輸出拡大実行戦略に基づく各種取組を速やかに軌道に乗せていくことが必要である。

また、環太平洋パートナーシップ協定（以下「TPP11」という。）、日 EU 経済連携協定（以下「日 EU・EPA」という。）、日米貿易協定、日英包括的経済連携協定（以下「日英 EPA」という。）及び地域的な包括的経済連携協定（以下「RCEP 協定」という。）の発効による関税撤廃・削減の効果を最大限活用する等により、農林水産物・食品の輸出を加速させるための取組を緊急に実施することが重要である。

本事業は、農林水産物・食品の輸出促進に資する施策を一体的かつ総合的に推進することとする。

## 第 2 目的

農林水産物・食品の輸出促進に向けて、「輸出拡大実行戦略」及び「総合的な TPP 等関連政策大綱」等に基づき、国内外での輸出拠点の整備、輸出拡大のためのサポート体制の充実及び政府が主体的に行う輸出環境の整備を推進することを目的とする。

## 第 3 事業の種類等

本事業において実施する事業の種類及び内容並びに事業実施主体は、別表 1 に掲げるとおりである。なお、別表 1 の事業の種類欄の 3 の（1）の事業の内容欄の 2 及び別表 1 の事業の種類欄の 5 の事業の内容欄の 1 の（1）の事業の実施に当たっては、食料産業局長が別に定める要件を満たす団体等に対してその経費を補助するものとする。

## 第 4 事業の採択等

事業の採択基準については、食料産業局長、生産局長、政策統括官、総括審議官（国際）又は水産庁長官（以下「食料産業局長等」という。）が別に定める。

## 第 5 事業実施計画

### 1 事業実施計画の作成及び承認

事業実施主体は、食料産業局長等が別に定めるところにより、事業実施計画を作成し、別表 2 の左欄に掲げる事業実施主体の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる者（以下「事業承認者」という。）に提出して、その承認を受けるものとする。

### 2 事業実施計画の変更又は中止若しくは廃止

事業実施計画の変更（食料産業局長等が別に定める重要なものに限る。）又は中止若しくは廃止については、1 に準じて行うものとする。

## 第6 国の助成措置

国は、毎年度、予算の範囲内において、農林水産物・食品輸出促進緊急対策事業の実施に必要な経費について、別に定めるところにより補助するものとする。

## 第7 報告

事業実施主体は、食料産業局長等が別に定めるところにより、事業実施計画を承認した事業承認者に対し、事業の実施状況等を報告するものとする。

## 第8 収益納付

- 1 事業実施主体は、食料産業局長等が別に定めるところにより、当該事業の実施に伴う企業化等による収益の状況を報告するものとする。
- 2 国は、1の報告を受けた場合において、当該事業の実施により事業実施主体に相当の収益が生じたと認めるときは、食料産業局長等が別に定めるところにより、交付された補助金の全部又は一部に相当する金額について、事業実施主体に対し、納付を命ずることができるものとする。

## 第9 その他

- 1 国は、事業実施主体に対し、この事業に関して必要な報告を求め、又は指導を行うことができるものとする。
- 2 事業の実施に当たっては、事業の種類、内容等に即して農山漁村の男女共同参画社会の着実な形成を図るために「男女共同参画推進指針」（平成11年11月1日付け11農産第6825号経済局長、統計情報部長、構造改善局長、農産園芸局長、畜産局長、食品流通局長、農林水産技術会議事務局長、食糧庁長官、林野庁長官、水産庁長官通知）に基づく対策の着実な推進に配慮するものとする。
- 3 本事業の実施につき必要な事項は、この要綱に定めるもののほか、食料産業局長等が別に定めるところによるものとする。

### 附 則

この要綱は、平成28年10月11日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成30年2月1日から施行する。

### 附 則

- 1 この要綱は、平成31年2月7日から施行する。
- 2 この要綱による改正前の本要綱により実施した事業については、なお従前の例による。

### 附 則

- 1 この要綱は、令和元年10月29日から施行する。
- 2 この要綱による改正前の本要綱により実施した事業については、なお従前の例による。

### 附 則

- 1 この要綱は、令和2年1月30日から施行する。
- 2 この要綱による改正前の本要綱により実施した事業については、なお従前の例による。

### 附 則

- 1 この要綱は、令和3年1月28日から施行する。
- 2 この要綱による改正前の本要綱により実施した事業については、なお従前の例による。

別表1 (第3関係)

事業の種類	事業の内容	事業実施主体
<b>農林水産物・食品輸出促進緊急対策事業</b>  1 輸出環境整備緊急対策事業  (1) 国際的認証取得・更新等への支援事業  (2) 輸出先国の規制に対応した加工食品製造支援事業  (3) 輸出施設のHACCP等認定加速化支援事業  (4) インポートトレランス申請加速化支援事業  (5) 畜産物モニタリング検査加速化支援事業  (6) 植物品種等海外流出防止緊急対策事業  (7) 輸出拡大	<p>輸出拡大実行戦略に定める重点品目について、事業実施主体による輸出先国・地域（以下「輸出先国」という。）が求める検疫等の条件への対応（食肉処理施設査察、ハラール認証等）、国際的に通用する認証の取得・更新（ISO22000等）、輸出先国において他国産との差別化が図られる規格認証の取得・更新（有機JAS認証等）等の取組への支援を実施する。</p> <p>食品製造事業者等に対して、輸出先国の規制に対応するために行う製品仕様の変更に必要な製品設計の検討、試験製造、製品検査、製品ラベルの変更等及び新製品の試験販売等に伴う経費を支援する。</p> <p>輸出施設の認定の迅速化を図るため、輸出先国が求める輸入条件に適合する施設の認定のための審査及び施設認定後に当該施設が輸出先国の求める輸入条件に適合しているかどうかの確認等に伴う経費を支援する。</p> <p>茶及び青果物の主な農薬について、輸出先国において、日本と同等の残留農薬基準を設定申請するための取組への支援を実施する。</p> <p>EU等向けの畜産物の輸出に必要な農薬、動物用医薬品等のモニタリング検査の実施を支援する。</p> <p>海外での品種登録が我が国農産物の輸出力強化につながる優良な植物品種について、登録出願手続きを迅速に進めるための経費及び海外流出防止に向けた環境整備等への支援を実施する。</p> <p>地理的表示（GI）未登録で十分な輸出実績を持つ伝統</p>	<p>1 食料産業局長が別に定める者から公募により選定された団体</p> <p>2 食料産業局長が別に定める者から公募により選定された団体</p> <p>3 食料産業局長が別に定める者から公募により選定された団体</p> <p>4 生産局長が別に定める者から公募により選定された団体</p> <p>5 食料産業局長が別に定める者から公募により選定された団体</p> <p>6 植物品種等海外流出防止対策コンソーシアム</p> <p>7 食料産業局長が</p>

事業の種類	事業の内容	事業実施主体
に資する 地理的表示申請等 支援事業	的産品をG I登録の有望品目として洗い出し、G I申請・登録に結び付けるためのきめ細やかなサポート体制を構築するための取組を支援する。	別に定める者から公募により選定された団体
(8) コメ・コメ加工品 規制対応 緊急対策 事業	<p>輸出拡大が見込まれる国・地域におけるコメ・コメ加工品の需要開拓を推進するため、以下の1及び2の取組を実施する。</p> <p>1 輸出先国における国内規制に対応するための取組等の推進 農林水産物・食品輸出プロジェクト（以下「GFP」という。）に登録しているコメ海外市場拡大戦略プロジェクト（以下「KKP」という。）の参加事業者が取り組む、中国向け精米輸出に必要なくん蒸や残留農薬検査等、コメ・コメ加工品の輸出に際して必要となる規制対応のための取組等を推進する。</p> <p>2 海外実需者が求める要件等に対応するための認証取得等の推進 GFPに登録しているKKPの参加事業者が取り組むグローバルGAP等の国際認証取得等、海外実需者が求める要件等に対応するための取組等を推進する。</p>	8 政策統括官が別に定める者から公募により選定された団体
2 海外需要 創出等緊急 対策事業		
(1) 海外需要 創出等支援 緊急対策 事業	<p>マーケットイン（需要重視）の発想の下、輸出拡大実行戦略で設定された重点品目・ターゲット国及び地域を対象に、独立行政法人日本貿易振興機構によるビジネスマッチング、日本食品海外プロモーションセンターによる重点的・戦略的プロモーション、品目団体等によるPR・販売促進活動、輸出を牽引する現地の小売・飲食店や流通事業者等を通じた家庭向け日本産食材の販路拡大等を支援するため、以下の1から4までの事業を実施する。</p> <p>1 食品サンプルショールーム設置及びマッチング支援強化事業 （1）食品サンプルショールーム設置 輸出拡大実行戦略に掲げる重点品目及びターゲット国・地域を対象に、デジタルツールを活用した商談の成果の向上を図るため、ジェトロ海外事務所等に食品サンプルを常時展示し、バイヤー等がいつでも閲覧・試食等ができる食品サンプルショールームを設置する。 （2）マッチング支援 食品サンプルショールーム等において、現地バイ</p>	9 独立行政法人日本貿易振興機構

事業の種類	事業の内容	事業実施主体
	<p>ヤー等を招へいした試食会等を開催するとともに、日本の事業者とのウェブ商談をアレンジし、ビジネスマッチングを支援する。</p> <p>(3) 報告書の作成 本事業の実施状況及び成果を報告書にまとめる。</p> <p>2 分野・テーマ別の海外販路開拓等への支援強化事業 次の(4)の事業を実施するとともに、(4)の事業により公募、採択した事業実施者に対して、(1)、(2)及び(3)の事業に要する経費を補助する。</p> <p>(1) 重点分野・テーマ別に集中実施する販路開拓等 輸出拡大実行戦略に掲げる重点品目及びターゲット国・地域を中心に、早期に輸出拡大が見込まれる分野・テーマ(コメ・コメ加工品に係るものを除く。)等に関して、事業実施者が実施するPR活動や販売促進活動について、輸出拡大実行戦略の2025年目標に寄与するよう明確な成果目標を設定し、マーケットインの発想で行う取組を支援する。</p> <p>(2) 先進性のある輸出ビジネスモデルを構築するための実証支援 輸出拡大実行戦略に掲げられている重点品目のターゲット国・地域向け輸出における生産、流通、販売等の各段階において、何らかの制約やハードルが存在することで輸出拡大の潜在的可能性はあるものの、実際の輸出につながらない分野について、その制約やハードルを克服するための仮説を立て、その有効性を実証することで、先進性のある輸出ビジネスモデルの構築を目指して実施する。</p> <p>(3) 輸出重点品目の総合プロデュース・マーケティング支援 事業実施者は、輸出拡大実行戦略に掲げられている重点品目についてターゲット国・地域の消費者や飲食店の潜在的需要の取り込みに向け、海外市場に精通した目利きのプロ等で構成されるプロデュースチームを中心に、当該輸出重点品目の海外販路開拓につながる総合的マーケティング・プロデュース事業を実施する。</p> <p>(4) 事業実施者の公募等 (1)から(3)までの事業の実施に当たり、外部有識者等により構成される公募選考委員会を設置し、事業実施者の公募、採択等を実施する。</p> <p>3 日本食品海外プロモーションセンターによる海外富裕層等の需要開拓を行う重点的・戦略的プロモーション強化事業 日本食品海外プロモーションセンターにおいて、PDCAサイクルを実行しながら、TPP11参加国、EU、米国を中心とする国・地域における日本産食品の需要創出・拡大及び事業者が相応の価格で販売できる環境形成を目的として、海外マーケットに深く踏み込んだ戦略的</p>	

事業の種類	事業の内容	事業実施主体
<p>(2) コメ・コメ加工品輸出推進緊急対策事業</p> <p>3 グローバル産地づくり緊急対策事業</p> <p>(1) 地域の加工食品の国際競争力強化支援事業</p>	<p>で一貫性のあるマーケティングを推進する。</p> <p>4 現地小売・飲食店や流通事業者等と連携した日本産食材等の販路拡大支援事業 輸出拡大実行戦略のターゲット国・地域において、日本産食材サポーター店や流通事業者等と連携して、輸出重点品目の販路拡大に向けた日本産食材等の需要喚起のためのプロモーションを実施するとともに、日本産食材サポーター店認定制度のPRを実施する。</p> <p>輸出拡大が見込まれる国・地域におけるコメ・コメ加工品の需要開拓を推進するため、以下の1及び2の取組を実施する。</p> <p>1 戦略的輸出事業者と産地が連携して取り組むコメ・コメ加工品の海外市場開拓及びプロモーション等の推進 GFPに登録している戦略的輸出事業者（KKPにおいて、飛躍的な輸出目標を掲げ、コメ輸出の戦略的な拡大に取り組む輸出事業者として特定された者をいう。）と戦略的輸出基地（KKPにおいて、輸出産地としての取組方針を掲げ、輸出用米の安定的な生産に取り組む産地（法人・団体等）をいう。）が連携して取り組むコメ・コメ加工品の海外市場開拓及びプロモーション等を推進する。</p> <p>2 品目団体等によるコメ・コメ加工品のプロモーション等の強化 品目団体等が取り組む今後新たな市場開拓が見込まれる国・地域におけるオールジャパンでのコメ・コメ加工品のプロモーション等を強化する。</p> <p>TPP11、日EU・EPA等及び日米貿易協定の発効により得られた輸出先国の関税撤廃等の成果を最大限活用するため、輸出拡大が具体的に見込まれる国・地域に対して、高品質な我が国加工食品の一層の輸出拡大につながる以下の1及び2の取組への支援を実施する。</p> <p>1 連携体制の構築・調査等 事業実施主体は、次の事業を行うものとする。 食品製造事業者等との連携体制の構築等、2の事業を実施する食品製造事業者等の公募選考会の開催、専門家の派遣・助言、商談会等への参加、輸出に関する調査、優良事例の取りまとめ等を実施する。</p> <p>2 地域の加工食品の国際競争力強化のための商品開発・</p>	<p>10 政策統括官が別に定める者から公募により選定された団体</p> <p>11 食料産業局長が別に定める者から公募により選定された団体</p>

事業の種類	事業の内容	事業実施主体
<p>(2) 水産エコラベルの認証取得加速化緊急対策事業</p> <p>(3) 有機JAS認証、GAP認証取得等支援事業</p> <p>(4) 青果物輸出拡大加速化対策事業</p> <p>4 輸出物流構築緊急対策事業</p>	<p>PR・施設整備等 事業実施主体は、(1)及び(2)の事業について、その要する経費を補助するものとする。</p> <p>(1) 加工食品の国際競争力強化のための開発・PR等 食品製造事業者等が行う輸出先国が求める食品・高付加価値食品・レシピの開発、伝統的技術等を活用した加工食品のPR、実証試験等を支援する。</p> <p>(2) 食品製造業の生産性向上等に必要な新技術導入・機器整備 地域の中小食品製造事業者等が国際競争力強化や生産性向上に資する効率化・省人化のための新技術導入・機器整備等を支援する。</p> <p>水産資源の持続的利用に対する国際的な関心への高まり等への対応を図るため、特に国際取引において、資源管理や環境配慮への取組を証明する、水産エコラベル認証の取得を加速化させるための認証取得の促進に向けた取組や持続可能な認証水産物の普及促進・周知強化に向けた取組を支援する。</p> <p>農産物等の輸出拡大に向け、有機JAS認証、GAP認証(GLOBALG. A. P. 又はASIA GAP)の取得等の支援、GAP認証審査員育成支援及びGAP認証審査機関新規参入支援の取組を実施する。</p> <p>早急に青果物の輸出産地の形成を図るため、輸出先国における規制やニーズに対応した青果物の安定的な生産・出荷体系の構築に向けた取組を支援する。</p> <p>農林水産物・食品の輸出拡大を図るため、国内産地から輸出先国までのサプライチェーン全体で連携した、輸出物流を構築するため、以下の1及び2の取組への支援を実施する。</p> <p>1 調査・実証事業 大ロット・長期間の輸出や、港湾及び地方空港を活用した輸出を可能とするため、輸出に向けた国内インフラ(港湾、空港、物流拠点等)の実態調査、輸出産地化・集団化に対応した低コスト・最適輸送ルートの調査・実証等を支援する。</p> <p>2 設備・機器リース導入事業 輸出物流の構築に向けた、安定的かつ低コストなワールドチェーンを実現するためのリーファーコンテナ、業務の自動化・省人化に必要な設備・機器等のリース方式による導入を支援する。</p>	<p>12 水産庁長官が別に定める者から公募により選定された団体</p> <p>13 生産局長が別に定める者から公募により選定された団体</p> <p>14 生産局長が別に定める者から公募により選定された団体</p> <p>15 食料産業局長が別に定める者から公募により選定された団体</p>

事業の種類	事業の内容	事業実施主体
5 加工食品の国際競争力強化に向けた食品製造イノベーション推進事業	<p>1 生産性向上に向けた先端技術のモデル実証事業</p> <p>(1) モデル実証事業 食品製造業の生産性向上を目的に、AI、ロボット、IoT等の先端技術を実際の製造現場に複数導入し、生産コスト低減や安定生産に向けた、生産工程の自動化や遠隔での製造モニタリング、品質管理、安全管理など一連のシステムについて実証する取組を支援する。</p> <p>(2) 審査委員会及び評価委員会の開催並びにモデル実証事業の運営・管理 モデル実証事業実施主体の公募に係る審査等を行う審査委員会の開催及び当該事業の評価等を行う評価委員会を開催するとともに、モデル実証事業実施主体を選定するための公募、採択、補助金の交付、事業の進捗管理等を行う。</p> <p>2 横展開に向けた情報発信事業 1の取組の横展開を図るため、実証成果をとりまとめた動画等の作成を行い、研修会やシンポジウムの開催等による情報発信の取組を支援する。</p>	16 食料産業局長が別に定める者から公募により選定された団体
6 海外フードバリューチェーン再構築緊急対策事業	<p>海外市場の変化や新たな需要に対応し、我が国農林水産物・食品の輸出拡大を図るため、複数事業者がコンソーシアムを形成して行う海外展開の取組の実証や、そのための機材の借り上げ・PR活動等に係る取組を支援する。</p>	17 総括審議官（国際）が別に定める者から公募により選定された団体

別表2（第5関係）

## 農林水産物・食品輸出促進緊急対策事業に係る事業承認者

事業実施主体の区分	事業承認者
国際的認証取得・更新等への支援事業の事業実施主体	
北海道に所在する事業実施主体	北海道農政事務所長
沖縄県に所在する事業実施主体	内閣府沖縄総合事務局長
その他の都府県に所在する事業実施主体	地方農政局長
輸出先国の規制に対応した加工食品製造支援事業の事業実施主体	食料産業局長
輸出施設のHACCP等認定加速化支援事業の事業実施主体	食料産業局長
インポートトレランス申請加速化支援事業の事業実施主体	生産局長
畜産物モニタリング検査加速化支援事業の事業実施主体	食料産業局長
植物品種等海外流出防止緊急対策事業の事業実施主体	食料産業局長
輸出拡大に資する地理的表示申請等支援事業の事業実施主体	食料産業局長
コメ・コメ加工品規制対応緊急対策事業の事業実施主体	政策統括官
海外需要創出等支援緊急対策事業の事業実施主体	食料産業局長
コメ・コメ加工品輸出推進緊急対策事業の事業実施主体	政策統括官
地域の加工食品の国際競争力強化支援事業の事業実施主体	食料産業局長
水産エコラベルの認証取得加速化緊急対策事業の事業実施主体	水産庁長官
有機JAS認証、GAP認証取得等支援事業の事業実施主体	生産局長
青果物輸出拡大加速化対策事業の事業実施主体	生産局長
輸出物流構築緊急対策事業の事業実施主体	食料産業局長
加工食品の国際競争力強化に向けた食品製造イノベーション推進事業の事業実施主体	食料産業局長
海外フードバリューチェーン再構築緊急対策事業の事業実施主体	総括審議官（国際）

(注) 地方農政局の管轄区域は、農林水産省組織令第91条に定める管轄区域である。